

## 【相続形態に応じて必要となる書類 一覧】

相続形態		必要書類	念書署名・押印者	
共通事項		● 「相続届 (相続資産受取依頼書)」 ● 承継者(相続人)の印鑑証明書 原本	承継者・受遺者、 遺言執行者等	
【遺言公正証書】				
A	遺言書で遺言執行者の指定がある取扱	◎被相続人の戸籍(除籍)謄本、 ○遺言書で指定された受遺者と被相続人との関係を示す戸籍謄本 ◎遺言執行者、相続人(受遺者)の印鑑証明書原本 ◎公正証書遺言正本(または謄本)	◎遺言執行者 ◎相続人(受遺者) 遺言執行者が受領する場合は不要	
	家庭裁判所で遺言執行者を選任する取扱	◎被相続人の戸籍(除籍)謄本 ◎遺言執行者の印鑑証明書 ◎公正証書遺言正本(または謄本) ◎遺言執行者選任に関する審判書謄本 または、遺言執行者選任証明書	◎遺言執行者 ◎相続人(受遺者)	
	遺言執行者なしの取扱	◎被相続人の戸籍(除籍)謄本 (死亡確認可能な) ◎受遺者の印鑑証明書 ◎公正証書遺言正本(または謄本)	◎受遺者全員	
【自筆証書遺言書】				
B	遺言執行者の指定有り	遺言執行者が受遺者の場合	◎被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍)謄本	◎遺言執行者
			○被相続人の両親の出生から死亡までの連続した戸籍謄本★1	◎受遺者
			◎遺言執行者の印鑑証明書 ◎受遺者の印鑑証明書 ★2 ◎法定相続人の印鑑証明書 ★3	○法定相続人全員
	遺言執行者の指定なし	遺言執行者が受遺者以外の場合	◎被相続人の戸籍(除籍)謄本	◎遺言執行者
			◎遺言執行者、相続人(受遺者)の印鑑証明書原本	◎相続人(受遺者)
			◎家庭裁判所で検認を受けた遺言書原本、検認証明書	
遺言執行者の指定なし	家庭裁判所で遺言執行者を選任	◎被相続人の戸籍(除籍)謄本	◎遺言執行者	
		◎遺言執行者の印鑑証明書	◎相続人(受遺者)	
		◎遺言執行者選任に関する審判書謄本 または、遺言執行者選任証明書および遺言書、検認証明書		
遺言執行者の指定なし	遺言執行者 なし	◎被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍)謄本	◎受遺者	
		○被相続人の両親の出生から死亡までの連続した戸籍謄本★1	○法定相続人全員	
		◎受遺者の印鑑証明書	★2	
		◎法定相続人の印鑑証明書 ★3		
		◎家庭裁判所で検認を受けた遺言書原本、検認証明書 (法務局保管の場合は検認不要)		
C	「遺産分割協議書」による取扱 (当社資産が特定されている場合のみ)	◎遺産分割協議書	遺産分割協議書で、当社資産が特定出来れば、承継者のみ。	
		◎被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍)謄本		
		○法定相続人を確認出来ない場合は、相続人の戸籍謄本		
		◎承継者の印鑑証明書原本		
		○被相続人の両親の出生から死亡までの連続した戸籍謄本★1		

別紙 2

		◎法定相続人全員の印鑑証明書 ＊印鑑証明書は法定相続人全員分を遺産分割協議書の陰影と確認する。 ○遺産整理受任者（法人）がある場合は法定相続人全員の委任状・印鑑証明書と遺産整理受任者（法人）の印鑑証明書	（委任契約による相続の場合は遺産整理受任者の署名・捺印も必要）
D	「裁判所の調停」による取扱	◎調停調書謄本 ◎承継する相続人の印鑑証明書	◎調停調書の当身分承継者
	「裁判所の審判」による取扱	◎審判書正本(または謄本)と確定証明書 ◎承継者の印鑑証明書	◎審判書の当社分承継者
E	「遺言」「遺産分割協議書」「調停書」審判書」なしによる取扱	◎被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍)謄本 ○法定相続人を確認出来ない場合は、相続人の戸籍謄本 ○被相続人の両親の出生から死亡までの連続した戸籍謄本★1 ◎法定相続人全員の印鑑証明書	◎法定相続人全員
F	相続財産管理人による取扱	◎相続財産管理人の印鑑証明書 ◎相続財産管理人選任に関する審判書謄本	◎相続財産管理人
G	遺産整理の委任を受けた法人による取扱	◎法定相続人全員の遺産整理に関する委任状 ◎法定相続人全員の印鑑証明書 ◎遺産整理受任法人の印鑑証明書（職印証明書でも代替可）および登記簿謄本 ◎被相続人出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本（全部事項証明書）及び法定相続人を特定できる戸籍謄本（全部事項証明書）＊2	◎遺産整理受任者の署名・押印

★1 相続人が第三順位の場合

★2 遺言書に指定された受遺者(相続人)以外の法定相続人

★3 遺留分の権利が認められる相続人(配偶者・子・父母等の直系尊属が対象、兄弟姉妹は対象外)がいる場合、「遺留分放棄許可申請」(配偶者・子のみ可)を裁判所に申立てしているか確認する。裁判所から許可されている場合は、「遺留分放棄許可審判書謄本」が発行され、本謄本提示により他の法定相続人の署名・捺印の省略は可。

注.上記記載の戸籍（除籍）謄本（全部事項証明書）については、法定相続情報一覧図（法務局発行）により代替可能。

【生前に可能な遺留分の放棄】 相続開始前に、特定の相続人に全ての財産を相続させることを目的に、他の相続人に遺留分の放棄を裁判所に申請し、許可を取り付けることで遺留分の権利を消滅させる措置。